

水巻町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 11 月 10 日制定

令和 2 年 11 月 10 日改正

水巻町農業委員会

会長 木寺敬一郎

1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

水巻町の地形は主に平野部が占めており、耕地面積 109ha に占める水稲作付面積の割合は約 65 パーセントと高く、水稲を中心とした農業が行われている。しかし、本町の農地面積は、農地転用等により年々減少しており、農地転用に伴って農村地帯での住宅建築が進み、農住混在により効率的な稲作経営を阻む要因となっている。また、担い手の高齢化や担い手不足により農業人口が減少し、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止、さらには担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

水巻町農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、法第 7 条第 1 項に基づく指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は令和 8 年度までの目標達成に向けた令和 5 年度までの計画とし、3 年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 29 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和 2 年 3 月)	109ha	0ha	0%
3 年後の目標 (令和 5 年 3 月)	109ha	0ha	0%
目 標 (令和 8 年 3 月)	109ha	0ha	0%

【目標設定の考え方】

当町の遊休農地の割合は現状で、1%未満となっているため、遊休農地の解消目標は、その面積及び割合が「ゼロ」となるように設定しており、本指針はその目標設定期間の達成すべき目標値としている。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査と同法32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

② 農地中間管理機構等との連携について

利用意向調査の結果から遊休農地所有者の意向や希望を把握し、農地中間管理機構及び関係機関などとの連携並びに認定農業者などの担い手の協力により遊休農地の解消を目指す。

③ 非農地の判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によってB分類（再生利用が困難な農地）に分類された農地については、所有者の将来的な利用を確認するとともに、農業委員や推進委員と協議のうえ「非農地判断」の実施について検討する。

3. 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年3月)	109ha	54.5ha	50%
3年後の目標 (令和5年3月)	109ha	57.5ha	52%
目 標 (令和8年3月)	109ha	60.5ha	55%

【目標設定の考え方】

現状（令和2年3月）の担い手への集積率は50%となっており、小規模農家から認定農業者等の担い手に対する農地の流動化が進んでいる状況から毎年度、1ha集積することを目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積のための具体的な内容

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年号外法律第 101 号）の改正に伴い、人・農地プランの実質化を進めるなかで農地利用に関するアンケートや地域の話し合いを通じて農地の出し手と受け手の意向を把握し、スムーズに農地の利用集積・集約化を図る。

② 関係機関との連携について

福岡県、農地中間管理機構、北九州農業協同組合等と連携し、農地の出し手と受け手の意向の把握を行い、意向を踏まえたマッチングを行うことで農地中間管理事業の活用を図る。

4. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人） （新規参入者経営面積）
現 状 （令和 2 年 3 月）	0 人 （0ha）
3 年後の目標 （令和 5 年 3 月）	3 人 （3.0ha）
目 標 （令和 8 年 3 月）	6 人 （6.0ha）

【目標設定の考え方】

目標設定については、過去 3 年間の新規参入者数の実績から毎年度 1 経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携及びサポートについて

福岡県、農地中間管理機構、北九州農業協同組合と連携し、管内において借り入れ意向のある認定農業者や新規就農者等を把握し、農業委員会及び各生産組合については新規参入に必要なサポートを行う。

② 別段の面積の設定について

水巻町の別段面積は、遊休農地の発生抑制や新規就農の促進のために 40 a と設定しているので、今後も継続して小規模な新規就農者の参入を図る。